平成十九年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第九条の規定に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令を次のように定める。

（定期の報告）

第一条　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）第九条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、別記様式による報告書を提出してしなければならない。

第二条　法第九条第一項の主務省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　食品廃棄物等の発生量（次の算式によって算出される値をいう。）

算式

A＋B＋C＋D＋E

算式の符号

A　食品循環資源の再生利用の実施量（事業活動に伴い生じた食品廃棄物等のうち、特定肥飼料等の原材料として利用された食品循環資源の量及び特定肥飼料等の原材料として利用するために譲渡された食品循環資源の量の合計量をいう。第四号F及び第五号において同じ。）

B　食品循環資源の熱回収の実施量（事業活動に伴い生じた食品廃棄物等のうち、法第二条第六項第一号に規定する基準に適合するものとして熱を得ることに利用された食品循環資源の量及び同項第二号に規定する基準に適合するものとして熱を得ることに利用するために譲渡された食品循環資源の量の合計量をいう。第四号G及び第六号において同じ。）

C　食品廃棄物等の減量の実施量（事業活動に伴い生じた食品廃棄物等のうち、法第二条第七項に規定する方法により減少した食品廃棄物等の量をいう。第四号H及び第七号において同じ。）

D　食品循環資源の再生利用等以外の実施量（事業活動に伴い生じた食品廃棄物等のうち、特定肥飼料等以外の製品の原材料として利用された食品循環資源の量及び特定肥飼料等以外の製品の原材料として利用するために譲渡された食品循環資源の量の合計量をいう。第四号Iにおいて同じ。）

E　食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量

二　売上高、製造数量その他の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値

三　食品廃棄物等の発生原単位（第一号に掲げる量を前号に掲げる値で除して得た値をいう。）

四　食品廃棄物等の発生抑制の実施量（平成十九年度（平成二十年度以降に新たに食品関連事業者の事業を開始した場合又は食品関連事業者が合併、分割、相続若しくは譲渡により他の食品関連事業者から当該事業者の事業を承継した場合には、当該事業を開始した日の属する年度又は合併、分割、相続若しくは譲渡があった日の属する年度。以下この条において「基準年度」という。）における食品廃棄物等の発生量（次の算式によって算出される値をいう。）を基準年度における売上高、製造数量その他の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値（第二号に掲げる値と同じ種類の値に限る。）で除して得た値から前号に掲げる値を減じて得た値に第二号に掲げる値を乗じて得た量をいう。）

算式

F＋G＋H＋I＋J

算式の符号

F　基準年度における食品循環資源の再生利用の実施量

G　基準年度における食品循環資源の熱回収の実施量

H　基準年度における食品廃棄物等の減量の実施量

I　基準年度における食品循環資源の再生利用等以外の実施量

J　基準年度における食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量

五　食品循環資源の再生利用の実施量

六　食品循環資源の熱回収の実施量

七　食品廃棄物等の減量の実施量

八　食品循環資源の再生利用等の実施率（第四号、第五号及び前号に掲げる量並びに第六号に掲げる量に〇・九五を乗じて得られた量の合計量を第一号及び第四号に掲げる量の合計量で除して得た率をいう。）

九　食品循環資源の再生利用により得られた特定肥飼料等の製造量及び食品循環資源の熱回収により得られた熱量（その熱を電気に変換した場合にあっては、当該電気の量）

十　法第七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項の遵守状況その他の食品循環資源の再生利用等の促進のために実施した取組

十一　定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業を行う食品関連事業者（次条において「本部事業者」という。）にあっては、次条各号のいずれかに該当することの有無

（約款の定め）

第三条　法第九条第二項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　食品廃棄物等の処理に関し本部事業者が加盟者を指導又は助言する旨の定め

二　食品廃棄物等の処理に関し本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め

三　本部事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書に第一号又は前号の定めが記載され、当該契約書を遵守するものとする定め

四　本部事業者が定めた環境方針又は行動規範に第一号又は第二号の定めが記載され、当該環境方針又は行動規範を遵守するものとする定め

五　食品廃棄物等の処理に関し、法に基づき食品循環資源の再生利用等を推進するための措置を講ずる旨記載された、本部事業者が定めたマニュアルを遵守するものとする定め

附　則

この省令は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十三号）の施行の日（平成十九年十二月一日）から施行する。

附　則（平成二一年三月三一日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二四年三月三〇日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十四年三月三十一日以前に終了する年度に係る定期の報告については、この省令による改正後の食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令別記様式の備考4の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附　則（平成二五年九月一一日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二六年三月三一日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十六年三月三十一日以前に終了する年度に係る定期の報告については、この省令による改正後の食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令別記様式の備考4の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附　則（平成二七年七月三一日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令第一条の規定により同日以後に提出する同条の報告書から適用する。

附　則（平成二九年一月二六日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年七月一二日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令第一条の規定により施行の日の属する年度の翌年度以後に提出する同条の報告書から適用する。

附　則（令和二年一二月一日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附　則（令和三年四月三〇日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式（第１条関係）

別記様式（第１条関係）

受理年月日	月　　日

定　期　報　告　書

農林水産大臣　殿
環境大臣　　殿

年　　月　　日

住　所

氏　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号　　－　　－

食品廃棄資源の再生利用等の促進に関する法律第９条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者名					
住所	郵便番号　－				
業種					
法第９条第２項に規定する事業の種類					
報告書作成責任者氏名					

表１　食品廃棄物等の発生量（①＝⑥＋⑦＋⑧＋⑨）

業種	発生量（ｔ）
合計	
発生量の把握方法	

表２　食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値（②）

業種	売上高、製造数量等		
	名称	単位	値
	名称	単位	値

表３　食品廃棄物等の発生原単位（③＝①÷②）

業種	発生原単位	対前年度比（%）	基準発生原単位
発生原単位が対前年度比で100%を超えた理由又は発生原単位が基準発生原単位を上回った理由			

表４　食品廃棄物等の発生抑制の実施量（④＝（③－⑤）×②）

業種	平成19年度発生原単位（⑤＝平成19年度の①÷平成19年度の②）	発生抑制の実施量（ｔ）（④）
合計		

表５　食品廃棄資源の再生利用の実施量（⑩）

業種	特定肥料等の種類	再生利用の実施量（ｔ）
	小計	
	小計	
合計		
総計		

表６　都道府県及び市町村別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量

業種	都道府県名	市町村名	発生量（ｔ）	合計	再生利用の実施量（ｔ）							
					肥料	飼料	そのこ類（のこ類に準ずるものとして農林水産省令で定める物をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の炭化物（炭化物を除く

表７　食品循環資源の熱回収の実施量（⑦）

業種	熱回収の実施量（ｔ）
合計	

表８　食品廃棄物等の減量の実施量（⑧）

業種	減量の実施量（ｔ）
合計	

表９　食品循環資源の再生利用等以外の実施量（⑨）

業種	特定肥料科等以外の製品の種類	再生利用等以外の実施量（ｔ）
	小計	
	小計	
合計		
総計		

表 10　食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量（⑩）

業種	廃棄物としての処分の実施量（ｔ）
合計	

表 11　食品循環資源の再生利用等の実施率（（⑥＋⑧＋⑦× 0.95 ＋⑨）÷（①＋⑥）× 100（％））

平成 19 年度及び直近５年度の基準実施率（％）					
平成 19 年度	年度	年度	年度	年度	年度

当年度の再生利用等の実施率	再生利用等の実施率（％）

業種	再生利用等の実施率（％）

再生利用等の実施率が基準実施率を下回った理由	

表 12　再生利用の委託先又は食品循環資源の譲渡先の事業

委託先又は譲渡先の事業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）		
	住所		
	再生利用の実施量（ｔ）		
	特定肥料等の種類		
委託先又は譲渡先の事業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）		
	住所		
	再生利用の実施量（ｔ）		
	特定肥料等の種類		

表 13　熱回収により得られた熱量（その熱を電気に変換した場合にあっては、当該電気の量）（熱回収の委託先又は食品循環資源の譲渡先における熱量又は電気の量を含む。）

業種	熱回収により得られた熱量又はその熱を変換して得られた電気の量	
	熱量（ＭＪ）	電気の量（ＭＪ）
合計		

委託先又は譲渡先の事業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）			
	住所			
	熱回収の実施量（ｔ）			
	熱量（ＭＪ）		電気の量（ＭＪ）	
委託先又は譲渡先の事業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）			
	住所			
	熱回収の実施量（ｔ）			
	熱量（ＭＪ）		電気の量（ＭＪ）	

表 14　判断の基準となるべき事項の遵守状況

判断の基準となるべき事項	遵守状況
食品循環資源の再生利用等の実施の原則	
食品循環資源の再生利用等の優先順位に関すること	
食品廃棄物等の不適正な処理を防止するための措置に関すること	
食品廃棄物等の発生の抑制	
食品の製造又は加工の過程における原材料の使用の合理化を行うこと	
食品の流通の過程における食品の品質管理の高度化その他販売及び陳列の方法の改善を行うこと	
食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための工夫を行うこと（例：需要予測精度の向上、売り切り（販売期限の見直しを含む。）、フードバンクへの協力等）。	
食品の調理の過程における調理残さを減少させるための調理方法の改善を行うこと（例：メニューの工夫）	
食事の提供の過程における食べ残しを減少させるための工夫を行うこと（例：提供量の調整、メニューの工夫、持帰りを可能にすること、食べ残し減少するよう利用者へ呼び掛けを行うこと）	
売れ残りその他の食品廃棄物等の発生形態ごとに定期的に発生量を計測し、その変動の状況の把握に努めること	
必要に応じ細分化した実施目標を定め、計画的な食品廃棄物等の発生の抑制に努めること	
フードチェーン全体での廃棄物量を低減するため、サプライヤーに対して納品期限を長きないこと	
食品循環資源の管理の基準	
食品循環資源と容器包装その他の異物及び特定肥料等の原材料の用途に適さない食品廃棄物等とを適切に区別すること	
異物その他の特定肥料等を利用することでの危害の原因となる物質の混入を防止すること	
食品循環資源の品質を保持するための必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理その他の品質管理を適切に行うこと	
食品廃棄物等の処理又は運搬の基準	
食品循環資源を特定肥料等の原材料として利用する場合は、異物その他の特定肥料等を利用することでの危害の原因となる物質の混入を防止すること。	
食品循環資源を特定肥料等の原材料として利用する場合であって、食品循環資源の品質を保持するための必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理その他の品質管理を適切に行うこと	
生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずること	
食品廃棄物等の性状、形態又は発生の状況等に鑑み、食用に供されるものか	

飛散されるおそれがあると認められる場合に、食品廃棄物等の不適切な処理を防止するための適切な措置を講ずること	
食品廃棄物等の収集又は運搬の委託の基準	
上記の基準に従って食品廃棄物等の収集又は運搬を行う者を選定すること	
委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬の実施状況を定期的に把握すること	
委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬が上記の基準に従って行われていない、又は委託の内容に照して行われていないと認められるときは、委託の変更その他必要な措置を講ずること	
再生利用に係る特定肥料料等の製造の基準	
異物混入等の原因に適合する品質を有する特定肥料料等の製造を行うこと	
食品廃棄容器と容器包装その他の異物及び特定肥料料等の原材料の用途に適さない食品廃棄物等とを適切に分別すること	
食品廃棄容器の品質を保持するために必要がある場合には、異臭防止のための適度管理その他の品質管理を適切に行うこと	
食品廃棄容器を特定肥料料等の原材料として最大限に利用すること	
異物その他の特定肥料料等を利用する上での危害の原因となる物質の混入の防止その他の工程管理を適切に行うこと	
食品廃棄容器及びそれ以外の原材料を用いて特定肥料料等の性状の分析及び安定性を確認の上行い、特定肥料料等の性状及び安定性を保ること	
当該環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずること	
特定肥料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥料料等が利用されずに廃棄されることのないよう、特定肥料料等の利用を確保すること	
食品廃棄物等の性状、形態又は発生の状況等に鑑み、食用に供されるものが誤認されるおそれがあると認められる場合に、食品廃棄物等の不適切な処理を防止するための適切な措置を講ずること	
肥料の製造を行うときは、その製造する肥料について、肥料取締法及びこれに基づく命令により定められた規格に適合すること	
飼料の製造を行うときは、その製造する飼料について、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び家畜改良増殖法の全ての規定に基づく命令及びこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合すること	
配合飼料の製造を行うときは、粉末配合飼料を行うこと	
再生利用に係る特定肥料料等の製造の委託及び食品廃棄容器の譲渡の基準	
上記の基準に従って特定肥料料等の製造を行い、かつ、当該製造を行う者が再生利用事業の内容及び周辺地域における再生利用事業に係る公示された利用等を踏まえ、適正な利益で再生利用事業を実施していると認定すること	
委託先又は譲渡先における特定肥料料等の製造及び譲渡の実施状況を定期的に把握すること	
委託先又は譲渡先における特定肥料料等の製造が上記の基準に従って行われていない、又は委託の内容に照して行われていないと認められるときは、委託先又は譲渡先の変更その他必要な措置を講ずること	
食品廃棄容器の熱回収	
食品廃棄容器を生ずる百人の工場又は事業場からなお五キロメートルの範囲内における特定肥料料等製造施設において、当該食品廃棄容器を受け入れて再生利用することが著しく困難であることを示す状況について適切に把握し、その記録を行うこと	
食品廃棄容器を生ずる百人の工場又は事業場からなお五キロメートルの範囲内における特定肥料料等製造施設において、当該食品廃棄容器を受け入れて再生利用することが著しく困難であることを示す状況について適切に把握し、その記録を行うこと	
熱回収を行う食品廃棄容器の種類及び発熱量その他の性状について適切に把握し、その記録を行うこと	
食品廃棄容器の熱回収により得られた熱量（その熱を電気に変換した場合にあっては、当該電気の量）について適切に把握し、その記録を行うこと	
熱回収を行う施設の名称及び所在地について適切に把握し、その記録を行うこと	
情報の提供	
特定肥料料等の利用者（特定肥料料等の製造を委託又は食品廃棄容器を譲渡しようと欲する者にあっては、当該委託先又は譲渡先）に対し、特定肥料料等の原材料として利用する食品廃棄容器について、必要な情報を提供すること	
食品廃棄物等の発生量等の状況についての情報をインターネットの利用その他の方法により提供するよう努めること	
未利用廃棄物等の減量	
減量の実施に伴う食品廃棄物等について、適正な処理を行うこと	
要望の把握	
食品廃棄容器の再生利用等の効率的な実施体制の整備を図ることにより、食品廃棄容器の再生利用等に要する費用を低減させるよう努めること	
加盟者における食品廃棄容器の再生利用等の促進	
本部事業者は、加盟者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等について、加盟者に対し、食品廃棄容器の再生利用等に関し必要な指導を行い、食品廃棄容器の再生利用等を促進するよう努めること	
加盟者は、本部事業者が実施する食品廃棄容器の再生利用等の促進のための措置に協力するよう努めること	
教育訓練	
従業員に対して、食品廃棄容器の再生利用等に関する必要な教育訓練を行うよう努めること	
再生利用等の実施状況の把握及び管理体制の整備	
事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量及び食品廃棄容器の再生利用等の実施量その他食品廃棄容器の再生利用等の状況を適切に把握し、その記録を行うこと	
事業場ごとの責任者の選任その他管理体制の整備を行うこと	

表 15　食品廃棄容器の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 15 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 4 号）第 10 条第 2 項の措置の概要の方法（措置を講じていない場合（表 17 において「有」と記入する場合は除く。）にあっては、その理由）

表 16　食品廃棄容器の再生利用等の促進のための先進的な取組

表 17　国が公表を行うことについての同意の有無

［備考］

1　報告書管理の表紙を付した欄には記入しないこと。

2　「業種」の欄には、「部分肉・冷凍肉製造業」、「肉加工品製造業」、「牛乳・乳製品製造業」、「その他の畜産食料品製造業」、「水産加工品・缶詰製造業」、「海藻加工業」、「塩干・塩蔵品製造業」、「水産練製品製造」、「冷凍水産物製造業」、「冷凍水産食品製造業」、「野菜加工品・漬物製造業」、「冷凍水産食品製造業」、「その他の水産食料品製造業」、「野菜加工品・漬物製造業」、「農産保存食料品製造業（野菜漬物製造業を除く。）」、「野菜漬物製造業」、「味噌製造業」、「しょうゆ製造業」、「ソース製造業」、「食酢製造業」、「その他の調味料製造業」、「甘しゃ糖製造業」、「でん粉製造業」、「砂糖精製業」、「砂糖精製業」、「ぶどう糖・あめの・異性化糖製造業」、「麦芽・麦芽製造業」、「砂糖製造業」、「その他の糖類・製粉業」、「パン製造業」、「菓子製造業」、「動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く。）」、「食用油脂加工業（マヨネーズ類製造業）」、「離乳製造業」、「豆腐・油揚製造業」、「こんにゃく製造業」、「冷凍調理食品製造業」、「レトルト食品製造業」、「その他の食料品製造業」、「清涼飲料製造業（茶・コーヒー・ココア・ココアを主原料とするものに限る。）」、「清涼飲料製造業（その他）」、「果汁濃縮還元・果汁入り清涼飲料製造業」、「清酒製造業」、「蒸留酒・混成酒製造業」、「醸造酒・発酵酒製造業（清酒製造業を除く。）」、「製茶業」、「コーヒー・製茶業」、「麦芽製造業」、「麦芽製造業」、「麦芽製造

たる食品廃棄物等のうち、特定肥飼料等以外の製品の原材料として利用された食品廃棄資源の量及び特定肥飼料等以外の製品の原材料として利用するために譲渡された食品廃棄資源の量の合計量を記入すること。

11　表 11 の「平成 19 年度及び直近 5 年度の基準実施率（%）」の欄には、平成 19 年度及び直近 5 年度（当年度を含む。）における食品廃棄資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 13 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 4 号）第 2 条に規定する基準実施率を記入すること。

また、食品廃棄資源の再生利用等の実施率が基準実施率を下回った場合は、その理由について記入すること。

12　表 14 の「遵守状況」の欄には、「適」、「不適」又は「該当しない」のいずれかを記入すること。

13　表 15 において、情報の提供の方法がインターネットによるものである場合にあっては その URL（ホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を記入すること。

14　表 16 の「公表情報の内容のうち事業者名」欄には、表 3 の報告区分単位、表 11 の当年度の再生利用等の実施率、表 14 の遵守状況及び表 16 の取組内容を国が公表することに同意する場合にあっては「有」を、同意しない場合にあっては「無」を記入すること。